

令和4年第3回邑楽町議会定例会議事日程第2号

令和4年9月7日（水曜日） 午前10時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（12名）

2番	佐藤富代	議員	3番	小久保隆光	議員
4番	黒田重利	議員	5番	大賀孝訓	議員
6番	瀬山登	議員	7番	松島茂喜	議員
8番	塩井早苗	議員	9番	原義裕	議員
10番	松村潤	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
松崎嘉雄	総務課長
齊藤順一	財政課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
山口哲也	住民保険課長
橋本恵子	福祉介護課長
久保田裕	健康づくり課長
中繁正浩	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島拓	商工振興課長
金井孝浩	建設環境課長
新島輝之	都市計画課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
松崎澄子	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開議の宣告

○松村 潤議長 これより本日の会議を開きます。

[午前 9時57分 開議]

◎一般質問

○松村 潤議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 小 島 幸 典 議 員

○松村 潤議長 14番、小島幸典議員。

[14番 小島幸典議員登壇]

○14番 小島幸典議員 皆さん、おはようございます。通告により一般質問の用紙を出してありますけれども、改めて皆さんに報告いたしますけれども、質問事項に対しましては皆さんのお手元に通知が行っていると思います。ふるさと納税の推進と成果ということで一般質問をいたします。

質問の要旨ですけれども、早速ですけれども、受給者と支援者の中に入り、受給者、支援者、もらうほうと応援するほうの中で、両方のグループの心の温かい交流を育てていく活動は、邑楽町の子ども、学童を中心に町の住民を含めて、子どもがいるのですから親子です。そういう人たちの町の人生教育の柱になっていると私は思います。そういう流れの中で、町のそういうふるさと納税に本当に力を入れてくれている町から他町、または国を出て働いている人たちが一生懸命人々のために、皆さん知ってのとおり、愛なくして生なし、愛は全てに打ちかつと、そういう心の、邑楽町の本当に人に優しい人たちが多くなっています。そういう流れの中でこれからの町づくり、また人づくり、そういうお互いに人に何ができるかということ、邑楽町の中心である私たちが一つの提案というのですか、そしてまた私たちがその目標、柱になることが私はやっぱり大事だと思うので、その中で受給者と支援者のつながりというのですか、あとは心の喜び、こういうことをこれからもやっていかななくてはならないのではないかなと。そういう中で、町長としてはこれからどのような行政をやっていく目的、そういうのがどうなっているか、ひとつお答え願いたいと思います。

○松村 潤議長 齊藤財政課長。

[齊藤順一財政課長登壇]

○齊藤順一財政課長 お答えいたします。

ふるさと納税は、生まれたふるさとや自分の選んだ応援したい自治体にふるさと納税を行った場合に、寄附金額のうち2,000円を超える部分について所得税と住民税から、上限はございますが、控除される制度で、さらに地域の名産品などの返礼品をもらうことができるものでございます。平

成29年度頃までは寄附者が少ない状態でございまして、役場窓口でふるさと納税の申込みをしていただいたときに職員がお礼を申し上げ、郵便振替でのお申込みの際は電話のやり取りの際に職員が口頭でお礼を申し上げておりました。その後、町長が直接お電話をしていただきましてお礼を申し上げておりました。平成30年度に返礼品を充実いたしまして、寄附者が多くなりましたので、直接電話でお礼を申し上げることは非常に難しくなりました。返礼品を充実いたしましたので、その返礼品をもってお礼とさせていただきます。

以上でございます。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 今課長のほうからいろいろともらったことに対しての返礼品ということを報告してもらいましたけれども、ふるさと納税に参加してもらう、またはふるさと納税で金を邑楽町に出してもらえる、そういう報告とまたお願いというのはどんなふうに広報で金をもらっているか、応援してもらっているか、どんな方法で今やっているのですか。

また、もらったことに関してお礼のほうの、町長が直接電話しているのか、通知書というか、もらったのだから当然住所氏名があるわけです。そこに礼状というのは、どんなふうに誰が礼状を出しているのですか。その辺を教えてくださいと思います。

○松村 潤議長 齊藤財政課長。

〔齊藤順一財政課長登壇〕

○齊藤順一財政課長 ふるさと納税をご希望される方が寄附金の使い道、邑楽町ですと6つの使い道がございます。1つとしては、地域で支え合う健康と福祉のまちづくり。2つ目としましては、安心して子どもを産み育てられるまちづくり。3番目といたしまして、災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまちづくり。4番目といたしまして、子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまちづくり。5番といたしまして、町民の学ぶ意欲と創造力を育むまちづくり。6番といたしまして、その他のまちづくりでございます。これらの6つの使い道の中から希望するものを1つ選んでいただいて寄附をしていただいております。

お礼に関しましては、先ほど少しお話しさせていただきましたが、返礼品を充実いたしまして、寄附なさっていただく方がかなり増えておりますので、お電話で最初は町長がお礼を申し上げておりましたが、今はお電話をできるような人数ではございませんので、返礼品を充実いたしまして、返礼品をもってお礼とさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○齊藤順一財政課長 失礼いたしました。広報につきましては、寄附金が増えましたので、寄附の申込みがあった際に広報おうらをご希望なさっていただく方がいらっしゃいます。その方については、広報おうらを1年間送付させていただきます。令和3年度につきましては、希望者

の方が57人いらっしゃいました。

それと、町が返礼品を充実した後の近年のふるさと納税をされる方の傾向を見てみますと、欲しい返礼品があるからふるさと納税をされる方がほとんどのございまして、できることなら呂楽町の施策を応援したいからふるさと納税をするというお気持ちを持っていただけることが一番ありがたいことをございますし、町といたしましてもそのようなお気持ちに、呂楽町を応援したい気持ちになっていただけるよう頑張っていかなければなりません、現状は返礼品を目的にふるさと納税をされる状況のございます。このような状況のございますと、ふるさと納税で寄附をされた方と結びつきを持ち、よりよい関係を築いて未永くご支援をいただくことは難しく、担当課といたしましても苦慮しております。

以上のございます。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 細かいいろいろ説明、本当にありがとうございます。そういう流れの中で、今このふるさと納税の使い道、ちょっと6つばかり説明を受けましたけれども、これはやはり人と人とのつながりというのですか、助け合いというのですか、そういうことを考えた場合、私はやっぱり子ども、要は子どもを育てている親、それとまた学校の関係で、やはりみんな人というのは助け合いなのだ。先ほど話したように愛なくして生なし、愛は全てに打ちかつという流れの中で、優しさを、町を応援してくれている、支援してくれている人たちに何がやっぱり大事かといいますと、心の温かみだと私は思うのです。そういう流れの中で子どもたち、また応援してくれている町から外へ出て頑張っている人たち、そういう人たちの心のつながりをつくるためには、私はやっぱり子どもたちがありがとうと言える一つの礼状、そういう流れの中で例えば給食、これは毎日食べることです。そういう学校給食を、私はふるさと納税の資金の中の、本当に大げさに言えば半分以上は子どもたちが毎日生活している中に溶け込んでもらえれば、これがやはりいいのかなと。そういう流れの中で学校の給食の費用というのはどのような、よそからの心のこもった費用というのですか、応援というのですか、そういうのはどのようなになっているか説明をお願いしたいと思います。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 町に寄せられたふるさと納税のうち、子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまちづくりへの寄附金は、学校教育関係にも活用させていただいております。令和3年度には学校のICT環境整備にも活用させていただきました。学校では、教室の電子黒板や児童生徒1人1台のクロームブックが整備され、それらを使っての学習が2年目になりました。これまでふるさと納税の一部を学校教育関係にも活用させていただいているということを経験したことは周知する機会が今までありませんでしたけれども、今後におきましては、そういった部分で使っているということで指導していきたいかなというふうに思っております。

また、給食についてですけれども、これにつきましてもふるさと納税を財政のほうで割り振っていただいておりますので、たくさんのお金がそちらに回っているのかなというふうに思っております。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 ありがとうございます。今ちょっと説明を受けましたけれども、このふるさと納税の一応金額の合計というのですか、これは私が見ている書類の中だと、年間やっぱりこれは12月までの要するに計算のラインがあるのですけれども、その中で976万2,000円のふるさと納税が令和元年にはありました。そういう令和元年の流れの中で、ざっとというか大体でいいのですけれども、小学校、中学校に976万円の中でどのぐらい子どもたち、要するに学校に支援できているかということはわかりますか。分かったら教えてもらいたいと思います。雑駁でいいと思いますけれども、1円まで計算しなくても。

○松村 潤議長 齊藤財政課長。

〔齊藤順一財政課長登壇〕

○齊藤順一財政課長 お答えいたします。

ふるさと納税をされた方が希望して選んだ寄附金の使い道に当てはまる事業に寄附金を充当いたしております。先ほどお話しした使い道が全部で6つございまして、1番として、地域で支え合う健康と福祉のまちづくり、2番として、安心して子どもを産み育てられるまちづくり、3番として、災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまちづくり、4番として、子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまちづくり。小島議員のおっしゃったお金の使い道としますと、この4番目の子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまちづくりのほうに該当することになります。ふるさと納税をされた寄附金は、1月から12月までの間に寄附された寄附金を次年度の事業に充当させていただいております。令和元年度につきましては、先ほど小島議員のおっしゃった976万2,000円が全体の金額でございまして、その中で子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまちづくりには150万円充当いたしております。充当の中身といたしますと、小学校施設管理事業のICT環境の整備で75万円、中学校施設管理事業ではICT環境整備で75万円、合計で150万円充当いたしました。

以上でございます。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 丁寧に数字を明記していただきまして本当にありがとうございます。でも、150万円の子どもの豊かな心と生きる力を育むまちづくりということでもありますけれども、どっちにしても令和元年だと12月までに976万2,000円というようなお金がふるさと納税から入っているということなのです。こういうことを考えた場合に、一番やっぱり私が思うので大事なのは、子どもの頃から自分たちがいかに町の、親も含めてですけれども、人たちに応援してもらっているのかなと。そういう流れの中では一番感じるということですか、分かりやすいのは。毎日毎日のことだと

思うのです。それには何があるかといいますと、食べている学校給食です。この学校給食を全部このふるさと納税から割り当てるということを考えてもらえれば、これは本当に長い長い人間の生活の中で人に対して、子どもの頃やっぱりそういうみんなの力でお世話になっている。または、子どもを育てている若い人たちが感じるというのですか、助け合いというのですか、そういう心を上からの命令ではなくて生活の体験として感じることで、これは本当の町づくりの大事な大事な栄養剤だと思うのです。そういうことで、これから小学校、中学校の給食は、とにかく全額このふるさと納税から出してもらえる、出してする、そういう政治がこれからはやっぱり大事なかなと。ということは、人を育てるということは、本当に一番これは心の豊かな温かい人を育てることで、政治含めて、教育も含めて、そういう流れの中で教育長に今の私の、要するに学校給食は全部このふるさと納税に出してもらえる、そういうふうな方針を教育長としてはどう思いますか。教育長の後にまた町長に私はその質問をしたいと思いますけれども、とにかく町を豊かにするには人間をつくると、そういうことを私は思うのですけれども、ひとつ教育長の考えをお知らせください。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 お答えします。

ありがたい提案ありがとうございます。ただ、学校給食のほうの費用は、現在1億円を超える費用になっております。令和3年度のふるさと納税の全額が4,400万円ぐらいなので、まず半分いかないということになりますので、全額充てても足りないというのが現状かなと思います。

また、ふるさと納税をする方につきましては、全額教育費のほうへ充てろということではありませんので、これを全部使うということはちょっと考えられないかなというふうに思います。

また、ふるさと納税のありがたいみというかお礼というか、そういう面につきましてはICTのほうの充実がありますので、そういった機器を使ってやはり学力を上げることが一番のお礼になるのかなというふうに思いますので、邑楽町で育った子どもたちが今後社会に出て大いに活躍すれば、それが恩返しになるのかなというふうに考えます。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 ご回答ありがとうございます。そういう流れの中で、私は町の子どもたち、また現在子どもを育てている親、父兄、そういう人たちの支援、応援をすることと、またこれからの町を守っていく、そういうことが若い子どもたち、また子どもたちを育てている両親、また一緒に住んでいるおじいちゃん、おばあちゃんかもしれませんけれども、やはり人を成長させていく人間として、そういうことは何かの刺激または経験、そういうことを得ることによって人は優しく、または元気になっていく。大変なことでも頑張れる。そういうことを考えた場合に、やっぱり一つの種まき、また刺激として、どうですか、給食を今全額父兄等が支払っていることだと思いますけれども、これを今話されたふるさと納税の半分は給食費に充てようではないかと。そういう一つの

人間の育成というのですか、子どもだから育てる。または、その子どもを育てている親たちの応援、そういうことを町長、要するに取りあえず給食費の半分はそういうふるさと納税から支払いましょうよと。そうすると、子どもたちはそれを今度は礼文を、ふるさと納税を出している人たちに年1回ぐらいは作文として書いて本として出す。6年生、中学3年生に区切ってもいいですけども、そういうふうにして人間と人間の心のつながり、またお互いに勉強になる。そういうことがやはり大事ではないかなと思います。教育長が一つの提案として出してもらいたいけれども、その資本を回転させるのは町の私たち議員でもあるし、でもそれを一番リードするのは町長だと私は思うのです。町長、その辺で給食費を無料にする運動というのをぜひお願いしたいと思うのですけれども、町長の考えはどうでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ふるさと納税の納税額を給食費のほうに充当を全てしたらどうかというお尋ねですけども、具体的なお話を申し上げますと、現在令和3年度の予算ベースですけども、給食を賄うための食材費ということが約1億1,000万円ほど予算化をしてあります。そして、令和3年度の実績では、ふるさと納税で約4,300万円ほどの貴重な納税をいただいております。そういうことを考えますと、先ほど担当課長のほうからこのふるさと納税の用途についてる詳細にわたって説明を申し上げましたけれども、このふるさと納税を執行するということについては、それぞれ思いを持って納税をしていただいているということを考えますと、やはり行政需要を充実させるためにもそういったご意見も十分尊重した中で行政執行していくということになるかと思えます。したがって、ふるさと納税額を全て給食費に充てて、その結果、給食費を全額町で負担することは考えていないかということですが、現在でも給食費の軽減については、2人の場合には給食費の半額、小学校が4,100円、中学生が5,000円かと思いましたが、その半額を軽減しておりますし、3人以降については無料ということで、そういった軽減策も取っておりますので、これを全額給食費を無料にするということについては、概算ではありますけれども、約8,000万円ほどの費用負担がかかるということもありますので、現時点ではそのふるさと納税も含めて、一般の皆さんからお預かりした税等について、それを充当していくということについては、慎重に考えていかざるを得ないのかなと、こんなふうにお答えをさせていただきます。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 細かく丁寧にご説明していただきまして、町長、ありがとうございます。どっちにしても、何度も私先ほどからお話ししていますけれども、やはり人というのは育った環境、またそういう環境をつくる、我々議員もそうですけれども、町長をはじめ町のために、またこれからの人たちがいかに暮らしていけるかということを考えた場合は、やはりそういう子どもの頃からみんな助け合って生きているのだなと、そういう環境を私たちは提供する、またはつくることが一

つの責務だと思うのです。そういうことを考えた場合、今ふるさと納税の流れの中を町長が細かく話してくれましたけれども、そういう流れの中で、しつこいようですけれども、子どもの頃から人間というのは助け合いで、元気にこういうふう勉強できたりスポーツできたりやっているのだなと。そういうことが大人になっても感じる、あの頃はよかったなとか、そういう町の生活の基準というのですか、それを今でもつくっていると思いますけれども、ふるさと納税を全部、例えば小学校、中学校の給食費に充てた場合、子育てしている親も、また小学生、中学生の子どもたちも、一つの栄養剤というのですか、心の力になる種まきなのです。

そういう流れの中で今、町長、しつこいようですけれども、給食費はどのように町または地域で何%ぐらい負担していますか。私は、やはりふるさと納税を全部給食に充てるということは、これは町のためになっているわけですから、そういう流れの中で外からの支援、人たちと、また子どもの頃からそういう人たちに、そういう話の中で子どもたちに、私はやっぱりふるさと納税を応援してもらっているのだという感じを与えるためには、毎日食べている給食、これを年1回、6年生、中学3年生だけでもいいですから、給食の作文を書いて、それでふるさと納税を出している人たちにも、おかげさまでみんな元気で子どもたちが成長していますよという、その辺の人と人とのつながり、そういうことが私は必要かなと思うので、その辺、教育長、どう思いますか。これは教育のほうですから、教育長にちょっと考えをもらいたいと思います。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 お答えします。

6年生あるいは中学3年生に給食を食べた後、それに感謝して作文を書かせるという内容ですけれども、確かに意義はあると思います。ただ、令和3年度ふるさと納税をされた方が1,000人以上いるということで、その人たちにじかに手渡すというのは無理かなと思います。そういった意味では、書いたものを新聞に投稿するとか、あとはホームページに少し載せるとか、そういうことはできと思いますが、なかなか時間が取れるかどうかという問題もありますので、これはこの後検討させていただきたいと思います。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 教育長、心豊かな回答をしてくださいまして、本当にありがとうございます。ということは、やはり子どもを育てている今のお母さんたち、また子どもたちを指導している周りのPTAだとか学校の先生、そういう人たちの夢、望み。せつかく365日1つのクラスを育てている先生の心の豊かさもあるけれども、また寂しさというか、一生懸命育てても病気になったりすると大変です。そうするとすごく心配なことが先生にもあるわけです。そういうことを和らげるためには、子どもたちの作文と、やっぱり全員というのは大変でしょうから、卒業する6年生または中学3年生の、例えば給食が無料ですと育ったよというようなお礼、ありがたさの作文を書いても

らえることによって人と人とのつながり、また経験してきた人たちの、これは経験は宝物といいます。そういうものを書くことによってすごく後々残る新聞を見たり、またいろいろ事件を見たりすると、私はすごく感じています。大腸カタルで私は学校、小学生のときに2年ぐらい大変な思いをしたことがありますけれども、そういうことを振り返ると、愛なくして生なし、愛は全てに打ちかつのだなど、これはカール・ヒルティという人の「眠られぬ夜のために」の文章にある言葉、すごく勉強になるのです。だから、そういうことを考えたら、やはりすぐに分からなくても、経験は宝物で、経験していくことによって、経験を与えるというのは、やっぱり今言ったようにこういう町の我々議員または町長、副町長、それと先生経験のある教育長のそういう心の豊かさをやはり表に出して、心のつながりをつくっていく種まきをできればということで私は思っているのです。

そういうことで、これからもみんなでとにかくい町をつくる。いい町をつくるということは人を育てる。そういうことが大事だと思うのです。そういうことでひとつお願いとして、私は皆さんにこういうお話をできる、またしてみましたが、そういう流れの中で、最後のお答えとして、町長はその辺をどうこれから指導していけるか、ちょっと自分の心というのですか、夢というのですか、そういうことをちょっと話せればよいと思います。町長、一言お願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 昔から、国づくり、まちづくりはまず人づくりから始まるというようなことが言われておりますけれども、その人づくりをしていく上で基礎となる幼少期の頃から、あるいは学校教育の中から十分そういった教育を育てていく中で子どもたちが身につけて、そして将来立派な成人になっていくということについては、先ほど教育長のほうからもお答えがありましたけれども、私は大切なことだというふうに思っております。その中の一つとして給食の問題が特に強調されておりますが、体力あるいは成長過程で栄養ですとかあるいは運動、休養等は、これはもう成長の3要素と言っても過言ではないというふうに思っております。

それと併せて、学校教育現場のほうでは、いわゆるICT環境の整備ということで、1人1台のタブレットの支給ですとか、あるいは各学級に電子黒板を備えて、そしてその勉強が分かりやすいような形で現場の先生も努力をしていただいている。それを身を持って子どもたちが受けて、これからの人生の糧としていくということに私はつながっていくと思いますので、議員が言われますように、やはり将来を担う子どもたちが立派に成人をして、この邑楽町を力強く頑張っていただけるような環境づくりは、私は大切だというふうに思っておりますので、教育関係のみならず行政需要については、町民の皆さんが安心して安全に、そしてこの生活ができるような環境を、議員の皆さんをはじめ町民の皆さんの協力をいただいで進めていきたいと、このように思っております。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 町長、どうもありがとうございます。やっぱり人というのは食べることとい

うのは毎日のことです。そういう流れの中で、先ほど教育長にも話を聞いたのですけれども、学校でも毎日毎日給食を、時間というか食事をさせてもらっているわけです。そういう毎日の給食のこの流れの中で、これはやはり考えてもらうということは、ものを書くということが私なんかの経験では頭に残る。日記とかそういうのを書くとすごく一日のことを感じるわけです。そういうことを含めて教育長にお願いしたいのは、6年生を卒業する、または中学3年生を卒業する人たちの作文として、これ年に1回でもいいから、給食に関しての、食べることにに関しての作文というのはどうでしょうか、教育長。6年生、中学3年生の人たちに、年1回でもいいから給食に関してはどう感じましたかということで、どうでしょうか。そういう作文というか物を考えるということですか、そういうことを教育してもらえればありがたいのですが、教育長の考え、どうでしょうか。

○松村 潤議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 ご心配していただきましてありがとうございます。学校におきましては、栄養士が食育ということで学校を訪れて、いろいろ食材について学んだり、栄養素について学んだりということやっております。また、献立のすばらしいものについては、中野小学校推薦の給食メニューとか、そういうものも考えてもらっておりますので、子どもたちの意識としてはかなりの部分、給食に対して考えがいつているかなと思います。ただ、作文についてはなかなかやっていなかったというのが現状だと思いますので、今後の課題だということでご理解していただければと思います。

○松村 潤議長 小島幸典議員。

○14番 小島幸典議員 いろいろと通知もなくこういう相談というのですか、提案というのですか、そういう中でお話をしてくださいます、本当にありがとうございます。そういう流れの中で、これからもみんなでいろいろなことを考える、話し合うということで、本当にそうすると、あっ、こういうことがあるのだなと。知らなかったことを教えてもらってありがたかったなと。お互いにこれは毎日毎日がこういう議会でも勉強なのです。そういうことで、これからもお互いに町のため、また子どものため、お年寄りのためによい町をつくるようにみんなで頑張りたいと思いますので、これからもよろしくお願ひします。大変皆さんに勉強させていただきましてありがとうございます。

これで私の今日の一般質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時47分 休憩〕

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時00分 再開〕

◇ 佐藤富代議員

○松村 潤議長 2番、佐藤富代議員。

〔2番 佐藤富代議員登壇〕

○2番 佐藤富代議員 皆さん、こんにちは。議席番号2番、佐藤富代です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本日のテーマは、がんと共に生きる患者を支える体制整備についてです。

初めに、私は1970年代からがん治療、がん看護に携わってきました。当時は、がんは不治の病とされ、本人には知らせない。家族もそれを望んでいました。人権や生活よりも命を救う治療がまず優先しておりました。治療の対象を病気そのものから病気を持った人への変換に戸惑ったのは、医療従事者だけではなく、患者、家族も大変でした。説明されてもよく分からない、私に聞かれても困る、先生にお任せします等、患者の人権をどう支えるか難しい課題でした。治療や診断が飛躍的に進歩し、今ではがんは治る時代。しかし、がんと縁が切れるというよりも、がんとともに生きる時代です。だからこそそのサポートが大事であると思います。

がん患者の多くは、病気のことだけではなく心の葛藤、人間関係や治療費のこと、また仕事のことなど重複した複雑な問題を抱え、すくんでしまいます。どこへ相談すればいいのか、数か所の窓口を回ったが、しかし思うようにならないのが現実でした。役場に行けば患者の悩みを丸ごと受け止め相談に乗ってくれる部署があれば、その患者、家族はどれほど安心できたか。多くのケースを見てまいりました。

厚生労働省から治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組み、すなわち仕事と治療の両立支援体制の整備が求められています。全ての制度は身近な役場から始まり役場で終わると考えています。町民が安心して利用できる邑楽町の体制整備について質問をさせていただきます。

まず、厚生労働省が示しているがん患者の仕事と治療の両立支援制度について、その背景と概要について担当課長に伺います。

○松村 潤議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 がん患者の仕事と治療の両立支援に関する制度の背景と概要とのことですが、がん患者の約3人に1人は20代から60代でがんに罹患し、仕事を持ちながら通院している方が多くいらっしゃいます。また、がんと診断を受けて治療、療養に専念する必要があるや、体力面等から継続して就労することが困難であるなどにより退職、廃業した人は就労者の19.8%、そのうち初回治療までに退職、廃業した人は56.8%となっており、ご本人が診断時から治療と仕事の両立についても気軽に相談できる体制づくりが求められてきました。国では、治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを構築し、がんになっても生きがいを感じながら働き続けることができる社会づくりに取り組んでおり、がん患者経験者の両立支援を円滑にするために、がん患者が治療と仕事を両立しやすい環境の整備、がん診療連携拠点病院等でがんと診断されたときから相談がで

きる環境の整備、離職しても再就職について専門的に相談できる環境の整備を進めてきました。

何点か挙げますと、事業所ががんなどの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、事業所における取組などをまとめました事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインを作成しています。がん診療連携拠点病院等に相談支援センターを設置し、相談支援員を専任で配置して、個人ごとの状況に応じて治療と仕事の両立に向けた支援の実施をしております。

また、長期療養者就職支援事業として、がんなどの長期療養、健康観察や通院等の方々等になりますが、必要な方の就職支援相談員をハローワークに配置し、がん診療連携拠点病院とも連携をして、個々の希望や治療状況を踏まえた職業相談、職業紹介等を実施しているところでございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。今概要についてお話しいただきまして、この制度は医療機関とハローワークの双方に専任の相談員を配置し、そしてその相談機能と連携、そうしたことがキーワードであるのかなというふうに理解いたしました。

次に移ります。がん統計によると、がんと診断される確率は男性65%、女性50%。ほぼ2人に1人ががんにかかる計算になります。そこで、邑楽町のがん罹患状況とそれに伴う検診の受診状況等について説明を求めます。

担当課長、よろしく願いいたします。

○松村 潤議長 久保田健康づくり課長。

[久保田 裕健康づくり課長登壇]

○久保田 裕健康づくり課長 お答えします。

がんの罹患状況把握の関係になってきますが、平成28年1月から全国がん登録として開始されております。群馬県のがん登録は事業報告で公表しております。町自体でがん患者の状況把握はしていませんが、各病院等の関係からそちらの県のほうにがん登録という形で報告を行っているような形になっている仕組みでございます。

群馬県のがん登録の事業報告では、最新のデータとしましては平成30年になります。平成30年の邑楽町の部分についてになりますが、がん登録は男性が127人、女性が85人の登録となっていると県のほうで公表しております。

がん種別では、10人以上のがんのみを公表しておりますので、その部分において人数の多い順でいきますと、男性の1位が前立腺がんで30人、2位が大腸がんで27人、3位が肺がんで15人、4位が胃がんで13人となっております。女性では、1位が乳がんで26人、2位が大腸がんで11人となっております。女性につきましては、3位以下は10人に満たないため公表になっておりませんので、ちょっと把握ができない状況となっております。

次に、がん検診についてですが、国の指針で定められている検診は胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診とあり、邑楽町では国の指針にない前立腺がん検診も実施しております。受診率につきましては、対象年齢等の人口に対しての受診率の把握となります。例えば肺がん検診なんかで言いますと40歳以上、ほぼがん検診は40歳以上が集団検診的なところの対象となっております。

先ほどのがん登録の上位につきまして、令和3年度の受診率では、前立腺がん検診が約23%、大腸がん検診が約17%、肺がん検診が約27%、乳がん検診が約11%となっております。検診結果から精密検査を受けていただいてがんと診断された方が、各検診数名報告がありました。対象人口の中には、町の検診以外の職域で、会社などの健康保険組合などを通して受診されている方もいらっしゃいますが、その人数の把握は町としてはできない状況でございます。

また、国のがん検診の受診率目標50%というのが出ております。こちらにつきましては、3年に1度行われる国民生活基礎調査の健康表という入力するアンケート調査みたいなのがあるらしいのですが、そちらの回答の人数から受診を算出していますので、先ほど町の受診率で申し上げました対象人口からの受診率と比較は難しいところではございます。この辺につきましても一つの課題というところでもあるかもしれません。

がんは、早期発見、早期治療で9割以上が治る時代と言われております。今後も受診率の向上や精密検査、未受診者の解消に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。今、邑楽町の患者報告制度から町の状況を教えていただきましたけれども、これはほぼ国、そして県の状況、傾向とほぼ同じような状態なのかなというふうに受け止めました。また、検診率につきましては、国のがん検診の受診目標50%、そして群馬県も肺がん検診以外は50%に満たない、いわゆる40%台であるというふうに報告されております。でも、今お聞きしました邑楽町は、それよりももう少し低いのかなというふうに理解いたしました。ただ、今会社に勤めている方たちの職域での検診、そうした情報が町のほうに入っていないということでしたので、そういったところの情報も共有できるようになれば、さらに町のがん患者といえましょうか、がんの罹患状況、検診状況等を踏まえて政策を考えていただけるのではないかなというふうに感じております。

がんは、早期発見、早期治療がなければ仕事と治療の両立も厳しい状況であると思っております。やはりこういった早期発見、早期治療へどうつなげるかということがとても大切なことではないかな。そこに行政といえましょうか、役場としてもう少し役割を期待したいなというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。では、そのようのがんに罹患する人たちがとても多い状況の

中で、がん患者を支える法的支援、いわゆる利用できる経済的支援や生活支援等について伺いたいと思います。担当課長、よろしく願いいたします。

○松村 潤議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 お答えいたします。

先ほど議員のほうからがん患者というお話がありましたが、がん患者に限ったものではない状況にはなりますが、何点かお話しさせていただきます。

まず、医療費では高額療養費制度がございまして、月1度同一月に支払った自己負担額が一定金額、自己負担限度額と言っていますが、それを超えた場合に超過分が後で払い戻される制度がございまして。そして、限度額適用認定証がありまして、こちらは事前に発行された認定証を医療機関に提示することで、高額療養費制度を利用する場合に1か月間の窓口での支払いが自己負担限度額内に抑えられるという仕組みでございまして。

また、医療費のうち、対象となる費用についての所得控除を受けられる確定申告による医療費控除がございまして。生活支援では、健康保険組合などの被保険者で、傷病のために会社を休み事業主から十分な報酬が得られない方の傷病手当があるようでございまして。

また、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度、40歳以上という年齢になりますが、要介護の認定を受けた場合の介護保険制度の適用。身体障害者福祉法に定める障害の状態にあると認められると身体障害者手帳が交付され、障害の程度に応じて障害福祉サービス等が受けられ、一部の補助などが受けられるというものなどがございまして。

相談支援では、ハローワークとがん診療連携拠点病院等が連携しまして、がん患者等に対する就労支援、都道府県の産業保険総合支援センターにおいては、治療と仕事の両立支援のための相談員による相談対応や労働者である患者との事業所間の調整支援などがございまして。

簡単でございまして、以上でございまして。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。今伺いますと、経済的な支援のもろもろ、いろんな制度、それから生活支援に関わるいろんな制度、そしてまたがんの場合、例えば人工肛門造設等障害に絡む部分もありますので、そういった障害に関わる福祉制度等具体的に教えていただきました。こういった制度を適切にといいましょうか、必要時適切に使いながら、そしてがんになっても離職することなく働き続けられる社会になってほしいなというふうに思っております。

ただ、今いろんな制度をお聞きしまして、やはり縦割り制度が多いと思います。みんな制度は縦割り。そして、こういった役場におきまして、いわゆる縦割り行政というのでしょうか、そうした部分がまだまだ多い。そうした中で、個人の抱えるもろもろの複雑な、あるいは折り重なっている、そういった問題について解決するには、やはり縦割りの中だけでは非常に患者自身に届くまで

には時間を要すると思います。あるいは、安心できるようなところに行くのが非常に難しいのがまだまだ現状であるかなというふうに思っておりますので、そういった中でやはり患者のことを横で動ける、いろんな課をまたがって動けるような、そういった機能がさらに求められるのかなというふうには感じます。

今、介護保険制度の中で地域包括ケアシステム、そこで地域連携室、そういったところが縦割りの中を横に動こうとして新しい機構の中で、この邑楽町でもあると思いますので、そういった辺りがよい軌道に乗っていく、あるいはそれに続くようなそういった仕組みができればさらにいいのかなというふうに期待したいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。邑楽町は、まだこの制度の利用は無いと聞きましたが、群馬県の取組、群馬県は両立支援についていろんなガイドライン等も出しているかと思うのですけれども、私たち町民として何をどのように利用できるのか。そうしたところにつきまして担当課長に伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○松村 潤議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 先ほど議員のほうから群馬県のほうではというお話がありました。群馬県のほうの医療を中心とした取組的なものにはなりますが、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。群馬県のほうでは、「ぐんまの安心がんサポートブック」というのが作成されております。これからその辺に少し触れさせていただく中で、タブレットで資料をお送りしたいと思っております。サイドブックスをお開きいただくとありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。このサポートブックにつきましては、がんの疑い、がんの診療、治療の準備、治療の開始、退院後の支え合いなど、時期ごとをフローチャート式に作成されております。

では、ここでサポートブックのまず表紙、こういう冊子ですという表紙をちょっと発信させていただきます。今電子黒板のほうにも表示されているかと思いますが、この冊子は100ページほどで構成されております。この中でサポートブックで触れたいのが、がん診療を行う病院と相談支援センター、ハローワークの治療と仕事の両立支援についてでございます。最初に、がん診療を行う病院には国指定のがん診療連携拠点病院、県指定の群馬県がん診療連携推進病院がございます。

次にデータを送ります。こちら、今群馬県の図が出ているようなものを送らせていただきました。がん診療連携拠点病院は、群馬県立がんセンターなどの9病院。群馬県がん診療連携推進病院は8病院あります。これらの病院は、高い質のがん医療が受けられ、また相談窓口として相談支援センターが設置されている状況でございます。

続きまして、また別の資料を送らせていただきます。こちらにつきまして、先ほど相談支援センターということをお話ししました。看護師や医療ソーシャルワーカーなど、がん相談の専門スタッフが、資料の図で申しますと中央上に看護師の女性がいらっしゃると思っておりますが、こちらが両立支

援コーディネーターということで今図のほうはなっています。就労のことや家族のこと、がんとどう向き合っていけばよいかなど一緒に考え、情報を探したり、患者を中心に医療機関と企業との間で情報共有し、仲介、調整などの支援をしている状況でございます。

また続きまして別の資料を送らせていただきます。こちらにつきましては、身近ながん診療連携推進病院としまして、館林厚生病院がございます。そちらを見ていただいたとおり、相談支援センターがあり、看護師、医療ソーシャルワーカーが相談支援を行っています。また、がんのことを気軽に語り合える交流の場としてがんサロンもございます。こちらの冊子においては館林厚生病院相談支援センターという名称で、これは冊子のほうになりますので、相談支援センターということで統一して各病院載せていますが、館林厚生病院においては相談支援センターという名称ではなく、地域連携室というところが多分この機能になっているかなと思っております。以上が館林厚生病院のほうを少し紹介させていただきました。

続きまして、また別の資料を送らせていただきます。こちらにつきましては、治療と仕事の両立支援というところで、ハローワークによる長期療養者の就職支援を実施しています。群馬県では、ハローワーク前橋とハローワーク太田に専門の就職支援担当者である就職支援ナビゲーターを配置しまして、長期療養者へマンツーマンで支援しております。前橋・太田地域以外の方でもお住まいの地域のハローワークと連携して支援をしているということでございます。また、県内の連携協定を結んだ医療機関での出張相談も実施しております。群馬県立がんセンター、群馬大学医学部附属病院にて出張相談を行っているということでございます。

なお、この「ぐんま安心がんサポートブック」につきましては、後ほど議員の皆様には配付させていただきますと思っております。

以上でございます。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。資料を見ながら、とても分かりやすかったのかなというふうに思っております。ありがとうございます。

そうしますと、医療機関におけるがん患者、家族への総合相談センターといいたいまいしょうか、相談窓口が専任で1か所あるということと、それからあとハローワークのほうで就業支援担当者が配置されているということが大きな特徴かなというふうに思いますけれども、そうするとこのがん医療連携ネットワーク、各病院のつながりと、それとつながったハローワークは、仕事と治療の両立という点において様々な問題解決につながると思います。

しかし、このネットワークにつなげる橋渡し、またがん検診、がん診断につながる支援はどこで誰がするのでしょうか。一旦病院の門をたたくことでそのシステムに入ることができます。でも、その病院の門をたたくまでの間、門に入るまでの間、その間が非常に患者としてもどうしようもない不安と恐怖と、どうしようかということだと思います。また、それは検診等で早期発見につなが

らなければそこにもつながることができないというふうなことを考えますと、やはり早期発見、早期治療につながる機能と役割の必要性をととても強く感じております。

ここで、私の経験事例をちょっと紹介させていただきます。この事例はある看護学生の例です。病気のことを周囲に内緒で看護学校に入学。そして、看護師を目指しました。なぜ内緒でということなのですけれども、過去の受験時、この病気のことを話したら入学を断られたというとても苦しい、苦い経験があったものですから、今回はそのことを内緒にして私は学びたいということで、内緒で受験し、そして内緒で病気を隠し通した学生の例です。ただ、主治医と1人の友人、そして学校カウンセラーがサポートしていましたが、学校関係者、また実習に出る病院等については誰も知らない中で学んでいました。遠く親元を離れ、知らない土地での寮生活。しかし、頑張っていましたけれども、体力の限界。卒業前に人生に幕を閉じてしまいました。まだこのような制度のない時代でした。できる直前の状況だったと思いますけれども、今日あるこの仕事と治療の両立支援制度があったならどうなっていたでしょう。治療や体調、そういったものを調整しながら、そして学業を続けることができたのではないか。また、学校の理解、協力、また仲間の励まし等があれば一人で頑張らなくても済んだのにと、とても悔やまれる悲しい事例でした。また、そういうサポートがあればきっと卒業できたかもしれない、国家試験も合格したかもしれない、そうしたことを考えるととても残念な事例です。

こういった仕事と治療の両立支援体制、今いろんなことをお聞きしました。利用できるものもいっぱいあります。ぜひ邑楽町もその整備を、体制を早急に進めていただきたいと思います。と思っています。

次の質問に入らせていただきます。こういったがん患者を支える事業には様々なものがあります。一つに、がん患者医療用ウィッグ等購入助成事業というのがあります。また、群馬県若年がん患者在宅療養支援事業もあります。先日、館林在住の患者が、申請できたとても喜んでいました。これらの事業の概要と近隣の導入状況について、担当課長に伺います。

○松村 潤議長 久保田健康づくり課長。

〔久保田 裕健康づくり課長登壇〕

○久保田 裕健康づくり課長 事業の概要と近隣の取組というところでございますが、がん治療等を受けている経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上や就労などの社会生活を支援することを目的として、がん治療等に伴う外見の変化をカバーするウィッグや胸部補正具の購入費用の補助をしている自治体がございます。県内では、高崎市、太田市、沼田市、富岡市、渋川市、千代田町、大泉町、また本年度から前橋市、桐生市、伊勢崎市、館林市、安中市、みどり市が導入というお話を聞いております。計13自治体となっているところでございます。13自治体ともウィッグだけでなく胸部補正具について、購入費用の一部を補助しているような状況でございます。自治体によって補助の上限額が異なりますが、ウィッグと胸部補正具を合わせると3万円から5万円の金額を上限としているようなお話でございます。

若年がん患者在宅療養支援事業は、若年がん患者が住み慣れた自宅等で自分らしく自立して過ごせるよう、在宅療養生活の質の向上に資する支援を行うことにより、患者及びその家族の負担軽減を図ることを目的とし、令和4年度から県の補助が始まりました。対象者は39歳以下の方、がん患者で医師が一般に認めている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断した方などの要件がございます。対象となるサービスは、訪問介護や訪問入浴介護、福祉用具貸与や購入、介護支援専門員による事業所の紹介、調整等に係る費用となっております。実施主体は市町村になりますので、対象要件や対象サービスは市町村によって異なる場合もございます。自己負担は1割ですが、サービス利用料の上限がございます。事業導入している自治体につきましては、高崎市、渋川市、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、みなかみ町、千代田町、大泉町の9自治体となっております。対象者は39歳以下の在宅療養支援者で、介護制度の保険の適用も受けることができないというような状況になっている方々だと思います。どちらかという制度の間にあるというような状況にある方だと思いますので、支援の必要性はあるかなと考えております。

以上でございます。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。群馬県下でも前橋市ほか11市、あと大泉町、千代田町と13自治体が既に導入しているというお話をお聞きしました。抗がん剤治療に伴う副作用としての脱毛は避けられない現状です。今スーツに似合うキャップとして市販されているものと、あるいはボランティアの手作りのキャップ等もありますが、やはりウィッグは精神的、また身だしなみとしても必需品であり、活力や、そして生活の張り、そういったものにつながるのではないかと考えます。邑楽町での導入計画について、町長に伺います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 がん患者については、今も課長のほうから答弁がありましたけれども、医療技術の進歩、それから医療提供体制の整備によってがん患者の5年生存率ということが約7割というふうには、これは国立がん研究センターの発表でありますけれども、言われております。そういうことを考えますと、特に若年がん患者については仕事も持っている、そしてがんと治療ということで大変な状況があるということになるわけで、先ほど課長の回答にもありましたけれども、県では令和4年度の事業として、いろいろなといいますか、いわゆる移動訪問介護や訪問入浴介護、それから福祉用具貸与等、何点かの補助制度といいますか事業を行っているようであります。町のほうでも、実はその取組について検討をした経緯もありますが、たまたま県のほうの要綱の施行が今年の3月31日ということだったようです。したがって、1割については本人負担、残り9割については県と町ということになるのだらうと思いますが、そういうことを考えますと、当然のことですが、若年のがん対策ということについては、そういったことをフォローすることによって患者の相談事業はも

ちろんでありますが、そういったサービスを受けることによって安心して生活ができるということを考えれば、やはりこれは取り組んでいかなければならない事業だというふうに思っておりますので、担当のほうでもその要綱については今取り組んでいるということも聞いておりますので、これについては取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、がん治療に伴う外見の変化をカバーするということで、ウィッグの話もありましたが、これらについてもやはり対象とする皆さんについては十分検討して取扱いができればというふうに思っております。ただ、一つ懸念されるところは、先ほどがんの受診率の話がありましたけれども、国のほうでは50%の受診率を目標としているようですけれども、邑楽町については、職域の方を除いた中で、前立腺がんが23%、大腸がんが17%という形で大変低い数値でもありますので、こういった補助制度といいますか、対応するには職域の皆さんも十分把握していかなければいけないだろうというふうに思っております。したがって、そういったことも十分備えた中で、担当のほうで十分それが可能になるようにといたしますか、執行ができるような形が整い次第考えていきたいと、このように思います。令和4年度ですから、実施ということになると令和5年度ということになるだろうと思いますので、それまでにはそういった法整備といいますか、決まりの整備を進めていく上で考えていきたいと、こんなふうに思います。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 今町長からも心強いこれからの方向性、また令和5年度から実施に向けてという、とても心強いお話をいただいてほっとしております。ぜひ導入を進めていただきたいと思えます。

ここで、ちょっともう一例経験を、事例を紹介させていただきます。この事例は、治療の継続を断念して、子育てをしながら自宅で最期を迎えた若い20代の母親です。妊娠継続のために治療を拒否し、3世代同居で、自宅で家族の協力を得ながら末期がんの苦しみと闘い、そして3人の子育ての日々。最後まで我が子と一緒に過ごすことができました。この時代は、まだ治療を断ると医者から見放される。もうやらないのだったら何もやらないのだねという時代がありました。ちょうどその時代に一致しているのですけれども、でもこういう若い子育て、それも自分で子どもを育てたい。がんよりも子育てにというそういった母性、そうしたものを大切に、そしてそういったがんの患者も救うことができたなら、あるいはいわゆる在宅医療とか、あと緩和医療、そうしたものを受けて、そうした身体的苦痛を和らげながら子育てができたならもっとよかったのではないかな。もう少し子どもとの時間を確保することができたのではないかなということで、とてもやはり残念に思うケースです。先ほど町長のほうからも回答いただきましたけれども、若年がん患者、これは13歳から39歳まで、いわゆる子育て世代のがん患者が確かに増えてきております。特に子宮頸がんとか乳がん、あるいは甲状腺がんが多いと思いますけれども、そうした若い人のがんを予防する。今子宮頸がんワクチン等の接種も進んでいると思いますけれども、そういったものの大切さ、またがん検診の普

及と併せて、そういった子育てをぜひ自分の手で、自分のおっぱいをくれないながら、そういった若い母親の在宅支援事業の導入、これも県の動向と併せてぜひ進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。呂楽町においては、仕事と治療の両立支援の対象事例はないということですが、自分のがんと診断されると、えっ、どうして私だと誰もが悩み苦しむことは、人間として当たり前のことです。そのようなときに相談できる窓口や、共に考えてくれる仕組みがあればどれほど心強いのか。生きる力になるかと思えます。そういった町づくりを目指して質問させていただきます。

安心してがんとともに生きることができる呂楽町の体制整備、例えば包括的に相談できる窓口、またがん医療ネットワークやその企業と連携して患者をフォローできる町の体制等について、この4月から機構改革で町の機能、役割も変わってきていると思えます。その方向に向かいつつあるのかとも考えておりますけれども、ぜひここでもう一度、そういったいろんな問題を抱えて生きようとする住民に寄り添った行政、そうしたことについて、これは副町長に伺いたいと思えます。よろしく願いいたします。

○松村 潤議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 特にがん患者の方に対してということで、町の包括的な支援体制というようなご質問でございますが、なかなかちょっと難しい部分もあるかなと、正直申し上げて感じる部分もあります。というのは、一つはまずがん患者の存在自体、先ほどからいろいろやり取りがあったところですけども、職域も含めて全ての情報が役場に集中するということにはなっていない、集約されるということにはなっていないで、こちらから個々の個人に対して働きかけをしていくというのが難しい状況というのはあります。したがって、基本はやはり相談があった場合にきちんと対応ができる、そういう体制をつくっていくということが大切かなというふうに思います。

実際に仕事と治療の両立支援ということになりますと、先ほどから議員からもお話があったとおり、がん診療連携拠点病院あるいは推進病院、具体的にはがんセンターや館林厚生病院等に設置をされている相談センターがやっぱり主要な役割を果たす。直接患者の顔が見えて、状況も分かっている、その方に寄り添った形で支援をするということになると、そこが中心にならざるを得ない。そこにどう結びついていない方を結びつけていくのかというのが役場の役割になるかなというふうに思います。そういう意味では、大事なのはやはり情報提供。そういう窓口があるということを知らないで悩んでいる方に対して、しっかりと情報提供や啓蒙活動を行っていく。具体的には、例えば広報紙やホームページで1回出したらおしまいではなくて、何度も何度も住民の皆さんにお知らせしていく、あるいは呂多福まつり等のイベントの後でしっかりと広報活動を行う、そういったことがやっぱり役場としてはやっていくべきことかなというふうに思います。

もう一つは、外部とのそういった連携の在り方ということになると思うのですけれども、常設の

組織を設置して、例えば定期的に会議を開くというのは、なかなか実際は難しいのかなと。特に医療機関のほうは多くの自治体を担当されていますので、全ての市町村とそういう形でやっていくというとそれが仕事になってしまって、肝心の本来の仕事ができなくなる危険もありますので、なかなかそれは難しいだろうと思います。そういう点では、日頃のお付き合い、お互いに顔が見える関係をきちんと築いていく。具体的には今言ったようながん診療連携拠点病院あるいは推進病院、ハローワーク、各所の患者団体、そういったところと顔が見える関係を職員が意識的につくっていく。ふだんから何もない状況でも顔見知りになって、簡単に電話で相談ができるというような関係を築いていくという意識づけが大事なかなというふうに思います。

また、内部的にも関係するところは、議員からご紹介がありましたように、国民健康保険や介護をはじめとした障害福祉だとか、雇用関係で言えば商工振興であるとか、関係するところは多々ありますので、そういったところも他人事ではなく自分の業務として大事な役割だということを認識してもらおうという活動が大事なかなと。基本的には、それはやっぱり主管の担当である保健センター、健康づくり課の職員がそういった点で意識的に取り組んでいくことが大事だろうと。そういう意味では職員のスキルアップを目指していくことが大事だと思いますし、それには仕事の仕方というか進め方も含めて、特に検診の受診率が低い、それから実際に異常が発見されてもそれがなかなか受診に結びつかないというその部分、受診勧奨の部分を通知だけではなくもっと違う形で強気に働きかけていくような考え方。職員もその辺は今真剣に考えていまして、例えば訪問とかそういうことも、実際には母子保健ではやっているわけですので、そういった点も積極的に考えていかなくてはいけないということも職員の中でも話し合われておりますので、そういった点をやはり今後もしっかりと進めていければと考えております。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 副町長、ありがとうございます。いろんなことを考えてこれからやっていくというのがよく伝わってきましたし、そういう部署をつくったから、ではいい仕事ができるか。規則をつくった、マニュアルを作ったからできるかということではないと思いますので、今副町長もお話しになっている、やはりそこには職員の意識がとても重要なのではないかな。そういったところを含めて、ぜひ住民が安心できるようなそういった町の仕組み、職員の働きぶり、気遣い、そういったところにつなげていただけるとありがたいと思います。ぜひ期待をしております。

最後になりましたけれども、町長にもうちょっとそういった町づくりをどう町長としてサポートしていくか、そういったところのお考えを聞かせてください。お願いいたします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 町としてやはり一番大事なことは、地域の皆さんと共有をして、そして安心してこの生活ができるような環境が私は一番大切なことかなというふうに思っているのです。と申します

のは、やはり最近特に感じるのですけれども、地域の皆さんとの意思の疎通ということが希薄といえますか薄くなってしまって、なかなか何か問題があっても気軽に相談ができるような環境がちょっと少なくなっているのかなというふうに。そこで、特に呂楽町では大変ありがたいことなのですが、今、これは国のほうでも2025年の地域包括ケアシステムという話もありますけれども、それよりももっと身近な問題として、呂助けネットワークということで、地域の皆さんがお互いにそれぞれの状況を把握して、そして活動していただいているということを考えたときに、やはり困っていること、あるいはそういうことを身近で感じて、身近な方がお互いにあまり神経を使わない中でやり取りができるという環境整備というのは、私は一番大事なことなのではないかというふうに思っております。それをではどう結びつけて改善していくかということは、大変一口では言えない部分もありますけれども、でもやっぱり身近な人がまず気づいて、そして関わりを持っていくということがそういう安心安全につながっていくのではないかというふうに思っています。

先ほどもがん患者の皆さんが2人に1人とかということもありましたけれども、そういった罹患をした方の中でも20代から60代の方、いわゆる仕事を持っている方の罹患といえますか、それが3人に1人というような、冒頭課長のほうからも回答がありましたけれども、そういうことを考えたときに、特にがんの患者ということは以前は告知がなくて、最近ではあなたはいついつまでというような、生存の部分までもドクターから話を受けるというようなことを聞くときに、やはり不安というのがかなり重圧としてかかってくるのではないかと思います。したがって、そういったことが少しでも緩和といえますか、少しでも軽減できるような、お互いが自分の身に起きたものとして考えていけるような環境をつくっていくということも大切な町づくりの一つではないかというふうに思っています。なかなか言うは易しいのですが、それをいかに実行に移すかということになりますと、今申し上げましたけれども、呂助けネットワークの皆さんが、一人一人そういったことについて、地域についての状況をつまびらかに把握をして、そしてそういった関係する皆さんに少しでも安心感を受けるような、そういった環境をこれからも町のほうでも応援していきたいというふうに思っています。したがって、本当に身近なことで、学校区単位ですとかその地域単位で具体的に進めていただいている話も伺っておりますので、ぜひ民間の皆さんのお力を借りるだけでなく、町行政としてもそういったことについて取り組んでいくように、これから一層努力をしていきたいというふうなことで考えていきたいと思っております。

○松村 潤議長 佐藤富代議員。

○2番 佐藤富代議員 ありがとうございます。私も、基本的には隣近所のお互いの助け合い、そこから始まると思います。そして、何か問題等があればこういう役場につなげる、そうしたところで安心安全な呂楽町につながる、その第一歩はそこにあるというふうに私も同じように考えております。呂助けネットワークがもっと活発に活動できるようになるとさらにいいなというふうに思っています。私も会員の一人です。ありがとうございます。

こういった役場がいろいろ関わっていただいている制度、その制度の利用は、やはり役場に始まり役場で終わるというふうを考えております。住民に寄り添った役場であってほしい、これは誰もが願っていることだというふうに思います。誰かが苦しい思いをする前に先取りした体制整備を希望しまして、今日の一般質問を終了させていただきます。丁寧に答弁くださいました皆さんに感謝し、また今日初めてタブレットを利用しましたけれども、ご協力いただいた皆さんに心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午後 零時02分 休憩〕

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 零時55分 再開〕

○松村 潤議長 大賀孝訓議員より早退の申出がありましたので、お知らせいたします。

◇ 塩井早苗議員

○松村 潤議長 8番、塩井早苗議員。

〔8番 塩井早苗議員登壇〕

○8番 塩井早苗議員 議席番号8番、塩井早苗です。質問の前に一言だけ学校教育課長にお礼を申し上げます。実は6月の定例会で、小学校、中学校のトイレに生理用品をとということで質問させていただきました。先日学校教育課長から中間の状況を報告しますということで報告いただきまして、6月議会の後、すぐ校長会とか養護教諭の先生たちの会議に出向いてくださったそうです。そして、働きかけてくださって、まず試行的にトイレに生理用品を置くということが各学校で決まったということです。9月1日から始まったということで、7月の保健だより、各校のを先ほど頂きましたが、それぞれにそれぞれの学校が置きますのでという保護者に対するご案内がありました。本当にお疲れさまです。ありがとうございました。

では、通告に従い一般質問を行います。邑楽町消費生活センターの大切さということを取り上げさせていただきます。消費生活センターの仕事の内容が多岐にわたるのですが、課長からこの点について説明をいただきたいと思います。

○松村 潤議長 小島商工振興課長。

〔小島 拓商工振興課長登壇〕

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

邑楽町では平成22年4月に消費生活センターを開設いたしました。仕事内容でございますが、消費者と事業者の間に生じたトラブルや悪質商法の被害、商品サービスに関する苦情、製品による事

故、借金問題など消費生活に関する相談を専門の消費生活相談員が対応し、消費者と事業者の格差是正、専門知識の支援として問題を解決するための助言、事業へのあっせん、情報提供などを行っております。また、自立した消費者の支援としてパンフレットや資料の発行、消費生活に関するセミナーを行い、消費者被害の未然防止や暮らしに役立つ情報の発信など消費者教育も実施しております。

以上でございます。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 消費生活センターの仕事の内容、たくさんずらずらと並べていただきました。とてもたくさんあることが分かります。悪質商法、今クローズアップされていますが、靈感商法もこの消費生活センターの、以前すごい対応があったわけです。全国的にこれは今取り上げられていますので、靈感商法等も今ほかの省庁も代行してこの相談センターをつくっているようでございます。消費生活センターが、管轄は邑楽町消費生活の管轄なのですが、これは国でやっております独立行政法人の国民生活センターというのがございます。それで、その傘下で活動をしているわけです。邑楽町の今の状態、5年間の相談件数、また相談内容の推移について、課長のほうから説明いただきたいと思います。

○松村 潤議長 小島商工振興課長。

〔小島 拓商工振興課長登壇〕

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

相談件数につきましては、平成29年度相談件数261件でございます。平成30年度相談件数は271件、令和元年度相談件数は288件、令和2年度相談件数は187件、令和3年度の相談件数は175件でございます。

対応としましては、令和3年度でございますが、助言での対応が136件、次にあっせん解決21件の順となっております。このあっせん解決では、解決までに数日間から数か月の時間を要する継続相談の件数19件と全体の11%に及び、年々トラブルの内容が複雑、巧妙化になっており、相談1件にかかる時間は長くなる傾向でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 5年間の相談件数、最初3年間は260件から280件だったのが、令和2年、令和3年とちょっと減っております。187件と175件ということですが、この消費生活センターの職員にお話を伺いますと、この頃から1人体制になっているのです。相談件数を、だから受けられるキャパシティが少なくなってしまった、そういうふうには感じましたが、それでいて相談時間が長くなっている、それに複雑多岐にわたってきていると。複雑化しているというのがありながら1人体制ということがとても心配です。1人ではやれることに限りがありますけれども、それなのに

なおかつ専門知識を駆使して頑張っているところ、とても今後の課題であるのだろうと思うのですが。それで、この2年間、令和2年、令和3年がコロナがはやっている時期ですけども、インターネット通信販売、それが増加しているのだそうです。消費者の講座、それも開く回数が減っております。一番やらなくてはならない仕事、これを未然に防ぐためというのは、消費者の講座を増やしたり啓蒙活動だと思うのですけれども、そのところが時間が取れないということのお話をされていました。

被害者なのですが、共通して言えるのが60歳以上の高齢女性だそうです。どきっとしました。そして、まさしくそれに該当してまして、実は失敗してしまったことがあって助けていただいたのです。この消費生活センターの職員、しっかりと聞き取りをしてくださいます、私のトラブルを解決してくださりました。実はこれは、いつも危険だよ、危険だよというのを知っていながら、スマホでの注文、まんまとやってしまったのです。「79%オフ」、このスマホの中に大きな字でそれだけ見えるのです。79%オフ、1,980円です。この商品は、しわが取れて、化粧乗りがよくて、とてもすてきなファンデーションですという、そういう宣伝だったのです。あらっ、ではこれいいのではないのと思って、自分の名前をびっぴっぴと入れるだけで、はいオーケー、「ご注文をお受けしました」となってしまう。そのときにずっと下にくぐっていきますと注意事項が書いてあったのです。でも、私はそれを読まなかったのです。こんなふうに、上のほうだけに大きな字で書いてあって、さっと注文すればすぐ、はい、「注文を承りました」という字が出て、そういうのに引っかかるのが60歳以上ということで、恥ずかしい限りですけども、そしてキャンセルしようと思うとキャンセルがなかなかできない。自分で何回もそちらのほうに、今度はパソコンのほうの大きな画面でメールを差し上げてキャンセルしようとしてもキャンセルができない、そういう仕組みになっているのです。あれっ、引っかかってしまったけれども、どうしたらいいのだろうということで、消費者センターの職員に相談しました。しっかりと法律と膨大な知識、それから経験しているところなので、私のそのトラブルに対してすごく真剣に取り組んでくださいました。見事キャンセルすることができました。一番最初買ってしまった79%オフの1回分だけ支払うということで折り合いをつけてくださったのです。2回目からは、2回目というのは私は1回注文しただけで、その1個だけ買えばよかったのですけれども、それは継続で送ってくる契約だということを後で知りました。次には膨大なお金が、膨大でもないですけども、ファンデーションにしては高い1万3,000円もするような請求書が商品とともに来ました。これは切りなく来るのだそうです。これも消費者センターの方に教わりました。これは、キャンセルが完了するまで次から次へと送られてきて、ネットでのキャンセルができない方はそのまま泣き寝入りで、お金を面倒くさいから払おうと、そういうのをやっているということを知りました。その最初の注文のときに私のメールアドレスも入れたから、メールには何度も何度もお金を払ってください、お金を払ってくださいというメールが来ています。仕事のメールももちろん来ますけれども、それ以上にお金をお支払いください、お支払

いくださいって。私はそのとき、そうだ、これを拒否モードにすれば解決するのだと思って拒否したのです。それは駄目だったのです。それで拒否して消去してしまいました。そうしたら、それは大失敗で、本当はそういうふうな業者から買ってしまったときは、しっかりとその証拠を残しておくのだそうです。新しく勉強したことで、とっても助かったので、今日はこの消費生活センターの大切さということ、自分の失敗を通してですが、訴えていきたいと思います。

それで、また課長にお願いしたいのですが、近隣の市町村ではこの消費生活センターはどのようになっているか。また、この学ぶべき事例等が近隣市町村にありましたら紹介をお願いいたします。

○松村 潤議長 小島商工振興課長。

〔小島 拓商工振興課長登壇〕

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

近隣の職員体制でございます。千代田町につきましては、平成23年4月より大泉町消費生活センターに委託しております。明和町につきましては、平成23年4月開設、町職員1名と会計年度任用職員1名の相談員計2名、令和3年度相談件数57件でございます。板倉町につきましては、平成23年4月開設、町職員1名で対応、令和3年度相談件数50件でございます。大泉町につきましては、平成22年4月開設、会計年度任用職員2名の相談員、令和2年度相談件数394件でございます。館林市につきましては、平成9年5月30日開設、会計年度任用職員3名の相談員、令和2年度相談件数596件でございます。太田市につきましては、平成17年4月開設、会計年度任用職員3名の相談員、令和2年度相談件数は1,652件でございます。また、どの市町も忙しく、混雑時には職員が対応し、急ぎであれば群馬県の消費生活センターをご案内し、急ぎでなければ職員が聞き取り、相談員から折り返しによる対応となっております。

以上でございます。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 ほかの町、邑楽郡と太田市と館林市について紹介していただきましたが、1人体制のところは板倉町だけです。ほかはみんな3人体制、2人体制、それから明和町も職員が入っていますから2人体制ということです。現在相談員、邑楽町ですと1人体制です。必要時は商工振興課の職員が補助に入っているということですが、しかしこれだけ複雑になって、相談とトラブルの体制では、この体制では不足であると感じております。何より啓蒙活動に充てる時間がないということが問題であるというわけです。それから、悪質商法の手口は次第に巧妙化しつつありまして、誰もトラブルに巻き込まれる可能性があります。だまされないようにするには、きちんと手口や注意点を把握しておくことが肝心です。それには消費者講座や啓蒙活動に充てる時間と人員の確保が大切です。

それで、この間予算書を課長に見せていただきました。人件費分の県の補助がありますが、それはもともと国から出ているようすけれども、その県の補助の推移をちょっと説明していただい

すか。

○松村 潤議長 小島商工振興課長。

〔小島 拓商工振興課長登壇〕

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

令和2年度まで県の補助金があり、そちらのほうを会計年度任用職員、相談員の給料として補填している状況でございました。令和3年度からはその補助金がなくなり、現在会計年度任用職員に充てる補填とする金額等はございません。

以上でございます。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 そうすると、令和3年度、昨年度から県の補助がなくなったということです。そうしたら1人になってしまったのですね。1人体制にこの消費者センターがなくなってしまったのです。それでは、この大切さを理解しているのであれば町の補助、町の単独経費でもここに導入すべきではないかと私は思うのですけれども、そこについて町長、副町長にお願いしたいのですが、この町の費用をこれに充てることはできないかどうか。これはとても課題がありますので、ぜひそのところ、どんなふうな意向でいらっしゃるかどうかお聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 一つ大事なことは、やはり相談件数ということも大きく影響するのだろうというふうに思います。令和2年度までは補助金があった。しかし、令和3年度からはそれが打ち切りになったからといって、やはり相談件数、それから大変専門的な相談も増えているようでもありますから、そういう状況が多くて対応できないということであれば、これは町民の皆さんのそういった消費生活に関する問題を解決していかなければなりませんので、町のいわゆる予算等の張りつけというのは十分可能ではありますが、現時点では補助金なくなったから職員の配置はしていないということについては、ちょっと十分私も理解していないので、大変申し訳ありませんが。したがって、最近の相談件数でなかなか対応できないということの報告もつい最近受けましたけれども、私のほうからは、そこに担当している職員が十分その知識を共有をして対応をしてほしいという話がありますので、今後担当相談員にも十分状況を聞く中で対応していくように考えていきたいと、このように思います。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 では、現場に直接当たってみてくださるといふ、そういうお約束でいいでしょうか。では、現場の相談員から苦痛な状況、それからこんなふう困っているということを町長が自ら聞いてくださるといふことで、納得です。それをよく聞き取り調査してください。そうすると、これは大変だということが分かります。本当に私は彼女、相談員が業者と折衝するのをそばで

聞いていました。これはストレスのいる仕事だなと思いました。業者がいろんなことを返答します。それは、法律にこちらがのっとしてやるわけですから、それでいてしっかりとした言葉を発しながら、その業者のどこが違っているということを知らしめるわけですから、それで解決に向かえたということなので、これは本当にプロでなければできないというふうに本当に感じました。弁護士以上だなというふうに高く評価しました。弁護士は、相談を聞きますけれども、すぐは動きません。まずは「手付金を下さい」と言います。30万円、60万円の手付金を払うわけですから、それからやっと動いてくださるわけですから、「どうなりました」と言っても、「今調査中です」というようなことが、私はそういう事例が多かったです。今回のこのところは違います。お電話すると、お電話先でもしっかりと事情を聞いてくださり、では何日に、次の日でしたかしら、「来てください。持っている書類は全部持ってきてください」ということで、本当に駆け参りました。それでいて解決に結びつけてくださるのだから、これはすごい、本当に有り難いことだと思いました。

それで、町長は相談件数は、あと複雑になっているということを感じているというふうには認識してくださっているようですが、相談件数が対応できないという声が聞ければ考えたいということでしょうか。さっきの返答をちょっと確認しますが、相談件数が多くて対応できないならば考えますということでもいいのでしょうか。ちょっとそこら辺が分からなかったのですけれども。

それで、町の行政は町民の安全安心を守るということは大きな使命であると思うのです。先般クローズアップされています靈感商法、これも何件も邑楽町でもあったと思うのですが、数珠を買ったりつぼを買ったり掛け軸を買わされたりというのをたまに聞きますけれども、そういう方たちがいらっしゃると思うのです。これの手口というのがあるのだそうです。これは弁護士がまとめたことなのでしっかりとしているのですけれども、最初は無料または安い金額でお誘いする。来たところに、その場でいきなり高額なものを要求して、返答するまで帰さないのだそうです。長時間拘束して疲れさせて正常な判断能力を奪うのだと。「そのままだと死ぬ」とか「数か月後に破滅する」、「あなたの後ろには先祖の霊が肩に乗っかっている」、霊が乗っかっていられては困りますよね。そういうようなことを言って不安をあおるのだそうです。「お金と命、どっちが大切ですか。命ですよね」、そしてお金を出させる。これが5万円です、100万円ですといっても、そのお金が何でもないような状況に追い込んでそのお金を出させるようにしている、そういうのだそうです。自分を正当化する人の心理を利用してそういう靈感商法が成り立ってきた。多くの皆さんをだましてきたということがあるのだそうです。この靈感商法は、今クローズアップして、国が力を挙げて当たってくれていますけれども、そうではない今まで消費生活センターの相談は、商品全般、一般に始まりまして、私がかかってしまった化粧品とか、あと賃貸アパート、マンション、健康食品、移動通信サービス、インターネットの接続回線のこと、それから紳士、婦人用品、フリーローン、サラ金、それから修理サービスなどいろいろと挙げるすることができます。この多岐にわたる消費生活被害を、消費者被害を未然に防ぐのは、または起きてしまったところを解決の糸口のアドバイスをしたり、

実際トラブル相手と折衝したりする仕事が消費生活センターの仕事であると、こういうふうには理解しましたが、もう一度聞きます。しっかりとした多岐にわたるこの消費生活センターの仕事に予算をどうしたらつけてくださるかどうか、副町長からお願いいたします。

○松村 潤議長 半田副町長。

〔半田康幸副町長登壇〕

○半田康幸副町長 これは、消費生活センターに限ったことではありませんけれども、邑楽町において予算を計上するということについては、まず所管の課がその必要性、数字の根拠、そういったものをしっかりと積算をした上で財政当局に予算要求をし、その必要性をまずは財政当局が点検をし、最終的には町長、私も関与いたしますけれども、査定を行って、その必要があるというふうには判断をすれば予算に計上されるということでございます。今回の消費生活センターの会計年度任用職員の賃金についても同様の過程を経るとのことだと考えております。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 予算のつき方がすごく理解できました、ありがとうございます。

それでは、所管の課長にお聞きします。その重要性についていかが感じていらっしゃるでしょうか。

○松村 潤議長 小島商工振興課長。

〔小島 拓商工振興課長登壇〕

○小島 拓商工振興課長 お答えします。

まず、1人体制の問題です。1人体制では、消費者行政の仕事が手薄にならざるを得ない状況でございます。相談業務につきましては、相談員が1人ですと相談員が不在時または既に相談を受けている最中に新たな相談がたて込んだ場合には、十分な対応ができない状況でございます。相談対応は、専門の知識を持つ相談員でなければ対応は難しく、職員では専門の知識や経験が乏しいため、県の消費生活センターと連携し、対応をしている状況でございます。また、セミナーの開催時、相談員1人では相談窓口が不在になります。セミナーの開催は、担当職員のみでは内容の考案や説明など、現状では職員のみでの対応は難しい状況でございますので、今年度から各職員がセミナーに同席し、内容の考案や説明など習得中でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 そうすると、商工振興課の職員が新たに勉強を始めてくださったということによろしいですね。では、この勉強、今相談業務に当たっている方は何年も勤務していらっしゃって、すごく膨大なセミナーに行ったりして知識を高めていらっしゃいます。今職員たちが勉強を始めてくださったというと、1年、2年後に相談業務の手助けをすることによろしいですか。そうすると、職員はほかの仕事があるわけです。これの専任の方になって配属が、専任の方が欲し

いと私は感じております。そうではないと、掛け持ちで商工振興課の職員、商工振興課だって暇だとは限らないです。暇ではないですよ。暇ですか。

〔「暇じゃないです」と呼ぶ者あり〕

○8番 塩井早苗議員 暇ではないそうです。それなので、掛け持ちではなくこの消費生活センターに専任を配置していただきたい。そして、今の課長もセミナーの開催時は1人では大変、そのセミナーの開催も以前のときには何回もあったのです。平成30年度は消費者講座を19回もやっています。4,084人も町民の皆さんが聞いてくださっているのだそうです。令和2年度には12回になり、令和3年度では消費者講座はたったの1回になってしまった。これ一番啓蒙が、町民の皆様を知っていただくというところが必要なのですけれども、やっぱりそれが開催できていないというところが一番の問題なのではないかと思うのです。それがしっかりとしたいというふうに相談員の方も言っていました。セミナーを開催したり啓蒙活動をしたり。前は、消費生活センターの車が町内を流して歩く、そういうふうな活動さえもしたみたいです。そういう時間というのは取れそうで取れない。目の前の方の相談の業務に入っていたら取れないわけです。だから、そこのところを取れるような体制をつくってもらいたいと思うのが私のお願いです。

では、ここで町長、お返事をお願いいたします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 先ほど相談業務に対応できないというような議員からのご意見がありましたけれども、私は対応できなければ、県の消費生活センター等も専門的に取り扱っていただいておりますので、そういったところへ相談するというのも一つの方法ではないかというふうに思っております。決して対応できないということでは、相談に来られた方に対して大変失礼なこともありますし、特に専門的な知識、そして特に話合いということになるとそれが求められるということもありますので、そういったときには十分そういった上部組織の指導も受けるということは必要かなと、こんなふうに思っております。

さて、お尋ねの専任職員が必要だということですが、先ほど課長のほうで冒頭申し上げましたけれども、これはコロナということもあってかもしれませんが、一つの目安として令和元年度の相談件数が288件あるという話がありました。令和3年度には175件ということですから、約100件ほど相談件数が減っている。これがどういう理由かは分かりませんが、実績としてそのような形になっているという課長からの答弁がありましたけれども、そこで令和3年度の175件の内容を見ますと、助言の対応が136件。そして、この解決に向けての交渉の相談が21件というふうなことがありました。そのほかに、これが問題だと思うのですけれども、そのあっせん解決をするのに解決するまでに数日から数か月かかるというような話がありましたが、これが全体の11%、すなわち19件ありましたと。これは、実績でそのことがあったようでもあります。したがって、緊急性とい

うことと、いろいろ相入れることがあるかどうかということも十分考えなくてはならないのかなと思っ
ています。

私は、議員のご質問の中で一番、えっと思ったのは、研修といいますか消費生活講座が、当初は大変多くやっていた。しかし、これが去年の実績でしょうか、1件きりしかなかったと。これは大変なことだなというふうに伺いました。これは私も承知しておりませんので、何でそういうことなのかということも、やっぱり十分調査といいますか、私自身も承知しなくてはならないかなと、こんなふうに思っておりますので、即議員のご質問のように対応しますということについてはちょっと時間をいただくことにして、当然現状、そしてその課題ということも十分見極めた上で対応していく必要があるかなというふうに思っております。したがって、その間、職員に十分知識の習得をして頑張ってもらいたいということは、課長には私のほうからも申し上げた経緯があります。したがって、他の職があるにせよその仕事に携わっているということであれば、やはり自らといいますか、そういう問題解決のために関わっていくというのは私たちに与えられた仕事の一部でもありますので、そういった指導も行っていきたいというふうに思っておりますので、知識を習得し、その知識をいかに反映させるかということ。専門相談員ももちろん必要でありますけれども、我々職員にとってもそのことが、将来的なことで考えれば、十分町民の皆さんへのサービスにつながっていくことでもありますので、ちょっと即答ができなくて大変申し訳ありませんが、十分私自身もこの問題については調査という形にさせていただきたいと、このように思います。

○松村 潤議長 塩井早苗議員。

○8番 塩井早苗議員 では、努力して現場の声を聞き、それは行政に反映するようにしっかりとお願いしたいと思えます。町民の安全安心を守る、それでしっかりとサポート体制、いろんなことが行政のほうには求められて大変でしょうけれども、ぜひ頑張ってもらえるようお願いいたします。

私は、今回この消費生活センターの大変なご苦勞を目の当たりにしまして、それで自分の不足だった知識の下で起こしてしまったトラブルを解決していただいたので、すごくとても感謝しているのです。そして、この苛酷な仕事をしている職場の現場に、もう一人の体制をぜひお願いしたくて、今日一般質問させていただきました。ぜひ検討いただけるようお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○松村 潤議長 暫時休憩いたします。

〔午後 1時39分 休憩〕

○松村 潤議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時54分 再開〕

◇ 原 義 裕 議 員

○松村 潤議長 9番、原義裕議員。

〔9番 原 義裕議員登壇〕

○9番 原 義裕議員 皆さん、こんにちは。本日一番眠い時間の一般質問になります。よろしくお付き合いをいただきたいと思います。ここずっとコロナ騒ぎで町でも思うような事業ができず、多分ストレスがたまっているのではないかなというふうに思っております。毎日毎日コロナ感染ニュースばかりでうんざりしています。邑楽町でも感染者が1,400人に迫っています。皆様も十分気をつけていただきたいと思います。

議席ナンバー9番、原義裕です。通告に従いまして、活力ある町づくりについて質問をさせていただきます。まず、町長にお尋ねします。今期町長選挙の公約で0歳児保育の充実を図り、ファミリー・サポート・センターを新設すると言っていました。新設ができたかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお祈いします。

○松村 潤議長 中繁子ども支援課長。

〔中繁正浩子ども支援課長登壇〕

○中繁正浩子ども支援課長 お答えをいたします。

議員のおっしゃる町長選挙の件ですけれども、今期ではなく平成27年のときだったと思いますが、町長の言っていたファミリー・サポート・センターにつきましては新設をされております。

以上です。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 そうですか、平成27年に新設してありましたか。分かりました。

また、それと同じく町長のマニフェストの中で、「町民農園をつくり遊休農地の活用を図ります」というふうにあります。どのようなものになっているか、ちょっと町長にもお聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 この公約については6年ほど前に、3期目の町長選挙のときにそういった約束をさせていただきました。結果であります。当時は不耕作農地等を利用して、そして町民の皆さんがその利用した農地で作物の栽培ということについて、これは大変よろしいのではないかとことを考えた上でそのような約束をしたわけでありまして、結果は残念ながら、不耕作農地、特に畑ですけれども、ここについては場所を中野沼のところを当時は考えたわけですが、いろいろな地質の問題ですとか、それから現在ではまた状況が変わっているようでもありますが、そのような状況でその農園については設置されておりません。したがって、不耕作農地等の解消、増えはしておりますけれども、特に畑については近年野菜等の栽培をする農家の皆さんが多くなってきておりま

すので、若干不耕作農地は増えておりますが、特にこれは田のほうに移行しております、市民農園としての環境というのはちょっと脆弱ではないかなと、こんなふうに思っております。したがって、それについては果たされておられません。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 今コロナが3年もたって、町民の皆様も非常に何か外に出る部分が少なくなっていますので、確かにこのようなことはあると思うのですが、やはり農業をやらなくなっている遊休地というのですか、これが非常に多くなっていますので、何らかの方法を考えていただければと思います。例えば田んぼの中に大きな木が生えていたりというところもありますので、ぜひひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3月の本会議でしたか、記憶はちょっと定かではないのですが、土地開発公社を再設立するというような話があったと思ひますが、再設立の考へがあるのかどうか聞きたいと思ひますが、新島都市計画課長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○松村 潤議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

昭和から平成にかけての好景気の経済状況下では土地の価格が上がり、速やかに土地の取得、処分等ができる公社が有利でありました。しかし、近年は景気が低迷した状態が続き、土地の先行取得の必要性がないと判断し、平成28年3月に公社を脱退した経緯があります。現在の経済状況においても、土地の価格は低迷している状態が続いています。土地開発公社は、町が債務保証することにより金融機関からの迅速な資金調達が可能で、高騰する土地の価格を円滑に先行取得し、購入価格を安く抑えることができます。そういった公社のメリットを現在に当てはめれば、処分前から損害が発生する状況であり、また金融機関から借入れする土地購入資金についても、取得した土地の保有期間が長期化すればするほど借入金の利息負担が増大し、債務保証している町のリスクも増大していきます。町の財政負担が増加するリスク等を考慮した結果、自らの資金で施行できるなど開発手法のノウハウを熟知し、優良企業の誘致について群馬県との協調により事業を行う群馬県の企業局、または同じく開発手法のノウハウを熟知し、豊富な資金を持つ民間開発事業者などを基本とした事業主体で実施することが土地開発公社や町単独で実施するより町の財政面に鑑み、望ましいと思われまひます。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 町としてはそういうふうな財産も持っているわけですから、今後も開発公社なり土地をうまく利用するようなことを考へていただければと思ひます。

それから、今年初めでしたか、邑楽館林農業協同組合の高島支所の跡地を買い取り、今現在高島

小学校の駐車場にしたと聞いております。生徒数も減っています。幼稚園の跡地もあるので、そんなに駐車場は必要ではないかなというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。ここは学校教育課の担当ですか。担当課長、よろしくお願いします。

○松村 潤議長 齊藤財政課長。

〔齊藤順一財政課長登壇〕

○齊藤順一財政課長 お答えいたします。

高島小学校の東側、県道赤岩足利線沿いの邑楽館林農業協同組合の旧高島支所跡地については、昨年度用地買収をさせていただきました。この土地は北児童館に隣接し、近隣には公共公益施設の高島小学校、おうらこども園、邑楽消防団詰所がございます。昨年度に用地買収を行うときにもご報告をさせていただきましたが、高島小学校、おうらこども園、北児童館等の駐車場として必要な土地と認識しております。これらの公共公益施設の利用や学童生徒の送迎等に利用する駐車場、授業参観や運動会等のイベント時に利用する駐車場として利用の目的を考えておりますので、公共公益施設の駐車場として利用していく予定でございます。邑楽町では、移動手段として自動車の利用が一般的でございますので、駐車場を確保しておくことは子育てをしやすい環境の整備にもなると考えております。ほかの目的に使うことは、現在考えておりません。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 分かりました。

次の質問もちょっと関連しているのですが、旧の邑楽町公民館ですか、これのテニスコート跡地は住宅用地としても処分してもいいのではないかなというふうに私も考えます。幼稚園の送り迎えの駐車場として使っていると言いますが、元の児童館の跡地もあるし、公民館の裏地もあります。いかがかと思えます。児童館の跡地については、こうやって見てみますと意外と駐車場として使っていないのです。そんなところを担当課長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○松村 潤議長 齊藤財政課長。

〔齊藤順一財政課長登壇〕

○齊藤順一財政課長 お答えいたします。

旧邑楽町公民館のテニスコート跡地については、近隣に中野幼稚園、中央児童館、中野小学校、共同福祉施設がございます。これらの駐車場として使用しております。中野幼稚園への送迎などで平常時でも使用していただいておりますが、中野幼稚園や中野小学校の授業参観や運動会などのイベント時にも使用しております。先ほども言いましたが、駐車場を確保しておくことは子育て環境の整備にもなると考えておりますので、今後も駐車場として使用していく予定でございます。また、災害時には仮設住宅の建設や災害で壊れた住宅等のがれき等の一時的な仮置場としての使用なども考えられますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 それでは、ちょっとしつこいようですが、中野小学校の道路を隔てた東側の用地、これについては何の利用もなく、かなり空き地になっています。これこそ町の中心でもあるので、売却すればその活性化になるのではないかなというふうに思います。大分しつこいようですが、これについても財政課長、よろしくお願ひしたいと思います。

○松村 潤議長 齊藤財政課長。

〔齊藤順一財政課長登壇〕

○齊藤順一財政課長 お答えいたします。

中野小学校の東側、主要地方道足利邑楽行田線の東側の駐車場については、中野小学校の授業参観や運動会等のイベント時に駐車場として使用しております。駐車場が十分にあると平常時には感じてしまうかもしれませんが、イベント等がございますと駐車場として必要でございます。また、子育て環境の整備といたしましても、駐車場の確保は大切なことでございますので、今後も駐車場として使用していく予定でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 この場所についても非常にやっぱり町中心ということがありますから、このところを商業地として考えるのも必要ではないかなと思います。駐車場もあちこちあります。先ほどちょっと言ったように公民館のところにもあるわけですから、ぜひぜひ考えていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

また、以前私も一般質問を何度かした記憶があります。同じ内容ですが、明野50番5ですか、住宅地がずっと売却されず空き地になっています。また、新中野の93番10の住宅地についても売却できず、何年もそのままになっています。両方とも非常に日当たりのよいところでもあります。売れないということは売価が高過ぎるのか、または売ろうとする努力がないのか、どちらかであるか、財政課長、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○松村 潤議長 齊藤財政課長。

〔齊藤順一財政課長登壇〕

○齊藤順一財政課長 お答えいたします。

明野50番5については、平成30年3月に土地の売払いのため公売で一般競争入札を行いましたが、応札者がなく売払いできませんでした。そのため、その後一般競争入札を行おうとした新中野93番10については、明野の一般競争入札の応札者がいなかった状況から入札を行うことを見送りさせていただきました。その後も土地の売払いを進めていく予定ではありましたが、令和元年度にはコロナ禍となり、社会経済状況の悪化が見込まれる状況となったこともございまして、売払いについて

は中断しておりました。来年度以降は、これら2筆の土地の売払いをするための手続きを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 平成30年に売却して、その後何年たっています。あまりにも長いのではないですか。新中野についてもそうです。非常に長過ぎます。売却の価格の問題もあると思うのですが、やはり世間ではもっと素早く処理していると思うのです。ぜひよろしくお願いいたします。来年度考えるということなのですが、ぜひ売れるように努力していただければと思います。ですから、売却のこともそうだと思いますし、また町民に対して、また世間に対してやはり売れるような広告なり何なりを出してぜひ売っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次に多々良沼公園内の管理についてお聞きします。まず、町長にお聞きします。最近町長は公園内や周りの林の中に入ったことはあるかどうか、町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 最近はありませんけれども、5月にはあそこに催しがあったものですから、伺って一回り、現場の状況は把握しております。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 今すごいですよ。今本当に荒れています。本当に草も多く、木々も伸び放題、荒れ放題になっています。先日私も久しぶりに公園内を散歩しました。藤の花のつるがもう伸び放題。柿の木の枝も剪定されていませんでした。非常に公園の林の中というのですか、木があまりにも大きくなっていて、日陰になっているところは昔ツツジなんか植わっていたときがありましたよね。このツツジももうないです。ですから、非常に公園の中も本当に整備しなくてはならないかなと思うのですが、建設環境課ですか、どんな状況だかちょっと教えていただければと思います。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

多々良沼公園の植栽の管理につきましては町が行っております。毎年年度当初に町内にある都市公園の植栽管理業務について入札を行い業者を選定し、年間を通じて樹木の剪定業務等を委託しております。令和4年度の多々良沼公園植栽管理業務として、アカマツなどの樹木の剪定、生け垣の刈り込み、病害虫防除、孫兵衛川沿いの除草等を業者委託しております。

なお、そのほか公園内の維持管理業務といたしまして、清掃等管理業務を地元行政区の第14区へ委託し、落ち葉の片づけやごみ拾い、草刈り、除草剤の散布作業等の実施や高齢者活力センターへ

芝刈りや藤棚周辺の除草やトイレの清掃等の業務委託を行い、公園内の環境美化や下草等の管理を実施しております。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 公園内の管理というのは年何回ぐらいやっているのか、ちょっと聞かせていただけますか。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

まず、アカマツやツツジの藤棚の剪定等、サザンカ、生け垣等の刈り込み、こちらにつきましては年間1回から2回業者に委託をしております。また、行政区に委託しております落ち葉の片づけやごみ拾い、草刈りや除草剤の散布等ですが、こちらは令和3年度の実績となりますが、おおよそ年に5回とか6回実施をしております。また、高齢者活力センターによる作業につきましても、令和3年度の実績としましては、芝刈りを年間8回、藤棚のインターロッキングの部分の手取りの除草につきましても、年2回実施しておるような状況でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 課長、今の話本当ですか。私も1週間ぐらい、ちょっと前ですか、行ったときにはもうすごかったです。以前、竹やぶというかモウソウチクのところというのがある程度整地されていたと思うのですが、もうあの倍以上、何か細いモウソウチクが公園の中に生えています。ああいう状況を見たときに、やはり今課長が年何回に掃除しているよというふうなことを言っていましたけれども、それは信じられない。非常に外の県立公園のほうは、草刈りのことである程度きれいになっていますけれども、町のこの公園の中は、何か全然刈っていないような感じがするので、非常に私もがっかりしております。ぜひ管理をしていただければと思います。

次なのですが、ちょっとお聞きします。公園の南に以前小倉さんというおうちですか、あったと思います。この方がお一人で住んでいて、お亡くなりになったときに町が買収をしたというふうな話を聞いております。ただ、そこはうちを片づけて、そのまま放棄地になってしまったというふうなところなのですが、このところも整備できていないと思うのですが、結構荒れ放題になっています。これもどうなっているのか、建設環境課長、お聞きしたいと思います。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えします。

当該地につきましては、現在群馬県が所有する用地となっております。適正な管理が必要な場合

につきましては、群馬県に要望等を行っていきたいと考えております。

なお、群馬県につきましては指定管理者は農業協同組合となりますが、こちらに委託をしまして、当該地につきましても除草作業をしているというような状況です。県に確認しましたら、今月また除草作業に入る予定との回答をいただいております。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 この土地については、周りが敷地になっているので垣根みたいになっているのですが、垣根なんかは取っ払ったほうがいいです。何か非常に目障りです。ぜひぜひ県にもお話をして整地していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、公園内の自動販売機の設置についてお伺ひいたします。昨今、地球温暖化で年々気温が上昇しております。散歩中に冷たい水やジュースが飲みたくなるということで、公園内には自動販売機もなく困っている人が多く見られます。公園内の多々良沼の案内板のあるところ、またトイレのあるところ、こちら辺に自動販売機を置いてもいいのではないかとこのように思うのですが、町長、いかがなものでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 公園内にも設置はしてあるのですけれども、それよりもっと中へというお尋ねかと思ひますが、これについては公園の中に入る方が、今、商工会の青年部のほうと町のほうで設置しているのですけれども、そこを利用されることによって中に自動販売機を設置したときにどのような状況になるかということもありますが、やはり公園でもありますので、そういう要望が強いということであれば検討しなくてはなりませんけれども、ただやみくもに公園内にそういった状況をつくっていくのがどうかということもありますので、これは建設環境課長のほうでも十分承知をしていると思ひますので、今後検討していきたいと、このように思ひます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 町長、今、公園内だからというふうなお話ですが、公園の中で散歩する、そういう人たちが非常に多くなっています。あの公園は、非常に散歩するのもいいし、ランニングするのもいいし、非常に人が集まる場所になっています。そういうところで、やはりあの広い中で駐車場のところにしかないということになると、来る人たちが不便に感じるということもありますので、ぜひぜひトイレの辺りに自動販売機を置いていただくということが、私なんかはそういうふうに思ひます。やはり町民に対してのサービス、これも必要ではないかなというふうに思ひますので、よろしく考えていただければと思ひます。

また、浮島弁財天の境内にも必要ではないかなというふうに私は思っております。なぜかというのと、浮島弁財天の境内は地元の鶴新田が管理だと思ひますが、やはり邑楽町の観光地でもあるわけ

ですから、参拝者も散歩する人も多く、非常にこの暑さ、異常なくらいの暑さの中で、やはりそういう場所が必要ではないかなというふうに思います。これも併せて町長にお聞きしたいと思うのですが、ここの浮島弁財天というのは鶉新田の管理地だと思うのですが、どのように考えるのか教えていただきたいと思います。町長、お願いします。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お尋ねの地は町の所有でもありませんし、当然そのような環境を変えるのには所有者の方への相談、合議も必要だというふうに思っておりますので、繰り返しになりますけれども、そういった利用頻度が高いということが十分把握できれば、その土地の所有者等にも十分協議をするということも必要かと思っておりますので、そういったことも含めて、先ほどお答えしましたけれども、十分これから検討させていただくということでしたと思います。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 ちなみにお聞きしますが、駐車場にある販売機はどこで管理しているのか聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

多々良沼公園駐車場には現在3台の自動販売機が設置されております。内訳としまして、町が設置しているものが1台、邑楽町商工会青年部が設置しているものが2台でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 ちょっとげすな話なのですが、町が1台、商工会が2台ということなのですが、これの売上金額はわかりますか。教えてください。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

町が設置している自動販売機につきまして、令和3年度の実績でございますが、売上数量につきましては6,444個、売上金額につきましては71万3,120円、販売手数料収入につきましては13万8,116円でございます。

なお、商工会青年部が設置している自動販売機につきましては、町の管理外であるためこの場でお答えは控えさせていただきたいと考えておりますが、多々良沼公園の先ほどの町が設置している自動販売機の売上げの金額を申し上げまして、おおむね70万円、手数料につきましてはおおむね13万円でございますので、2台でその倍に近い数字になるかと思われま。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 すごいですね、これ年間ですか。それで、ちょっと聞きたいのですが、町が1台、商工会が2台ですか。これをどのようないきさつでこのように設置しているのか、いきさつを聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

資料を確認しましたところ、商工会の青年部が設置しております2台の自動販売機でございますが、平成8年に町のほうに公園施設設置許可申請書が提出されまして、それを町のほうで許可した経緯がございます、設置となっております。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 何か町は条件をつけたのですか。ただ設置依頼があったので設置許可したと。それでこれだけの売上げをあってというようなことは、何かそのほかに理由があって許可したのかどうか、ちょっと聞かせてください。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

先ほど申しあげました公園施設設置許可申請書の中には、商工会青年部から提出されました設置の目的が、商業の活性化、環境美化活動の促進、町観光PR等ということが記載されておりまして、それを設置の目的とするということで許可を出しております。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 町長にまたお尋ねします。今のような理由で許可をして年間70万円も販売ができるのであれば、先ほどのトイレのところ、またその浮島弁財天の敷地の中に販売機を置いて、来る観光客や地元の活性化にもつながるのではないかなと思います、もう一度聞きます。町長、いかがなものでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 繰り返しになりますけれども、駐車場のところに3台の自販機が設置されております。公園という中へ入るところに設置してありますので、利用する方はその部分で十分利用していただけるのではないかとこのように思っております。中へ入って、いわゆるあずまやのところの

トイレのところへの設置と、それからその先の浮島弁財天のところということについては、特に浮島弁財天の地については先ほどお答えしたとおりでもありますので、十分な協議をしていかないとということになるかと思えます。したがって、その利用頻度がどのような状況であるかということも大きく左右を私にするであろうと思えますので、今の段階で売上高が多いからという話がありましたが、売上高の多寡にかかわらず、やっぱり地域の皆さんへのいろんな状況を考えた上での検討を加えていかなければなりませんので、結果的には先ほどお答えしたような考え方でいくのが必要ではないかと、こんなふうに思っております。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 分かりました。町長の考え方はそういう考え方でやるということで。今はこういう時代ですから、やはりある程度活性化される内容を考えていただければというふうに思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

また、今度は公園の中の猫の問題なのですが、非常に多くいます。それは、かわいそうだからといって餌をやっている町民がいるからだと思えます。聞いてみますと、現在20匹ぐらいいるというふうに聞いていますが、この人たちの関わる団体はどのような団体であるか、建設環境課長ですか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

多々良沼公園の一部で飼い主が判明しない猫が生活している状況につきましては、現地で確認しております。頭数につきましては、議員がおっしゃったとおり、私の確認ではおおむね10匹から15匹程度いるものと思われます。また、その猫が使用されると思われる簡易的な猫小屋のようなものも同数ぐらい園内の垣根の下等で確認しております。そのような飼い主が判明しない猫に対しましては、公園など公共の場で餌を与えることは、群馬県が作成いたしました飼い主のいない猫対策ガイドラインにおいても、やめるように記載されております。多々良沼公園につきましては、地域住民に限らず、多くの方が自然散策や休息、鑑賞などの憩いの場として利用する総合公園と位置づけられておりますので、あらゆる方が気持ちよく公園を利用していただけるよう適正な管理に努めていきたいと考えております。

先ほどおっしゃいました猫に関する団体ということでございますが、直接現在そういった団体との、今多々良沼の先ほど申し上げました飼い主のいない猫を対応している状況は確認はしてはおりませんが、以前はそういった猫について、けがの治療や不妊手術、そういった活動をされている団体があったということは伺っているような状況でございます。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 以前からこの多々良沼の中については、やはり犬猫を以前駆除した経験があると思うのですが、町で駆除したと思うのですけれども、現在はそういう駆除作業はしていないのでしょうか、ちょっと聞きたいと思います。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

現在多々良沼公園にいる飼い主のいない猫の駆除等は行っておりません。猫につきまして、直接危害を加えるような方法につきましては、動物虐待として法律で禁止をされておるような状況かと思われまます。町としましては、公園に住みついていると考えられる飼い主のいない猫を少しでも減らすため、餌を与えないことへの注意喚起や指導を適切に行い、公園の適正管理に努めていきたいと考えております。

なお、近隣の住宅に被害がある場合につきましては、県の動物愛護センターとも連携し、適切な対応を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 地元の方たちから聞きますと、猫の行動が非常に範囲が広くて、鶉新田の納屋もすみかとしているそうです。網を張って入れないようにしているのですが、どうしても入ってしまうと。そんな話も聞きますので、今の話ですと町では駆除していないというふうなことです。また駐車場のそばに、先ほどちょっと課長も言っていたように生け垣とかツツジの木の下辺りに猫の小さな段ボールで作ったような小屋がいっぱいあるのです。これについては、課長は知っているのか、教えていただければと思います。

○松村 潤議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

猫のいわゆるすみかと思われるような小さめの小屋でございますが、現地で確認をしております。個数につきましては、先ほど申し上げましたとおり今いる猫の個数と同じ程度、15個ぐらい確認をしております。

なお、猫小屋につきましては、設置した者や所有者等への掲示などを行いまして、撤去を促したいとも考えております。所有者が判明せずそのまま放置された場合につきましては、必要な措置を行うことも検討してまいりたいというふうと考えております。

以上でございます。

○松村 潤議長 原義裕議員。

○9番 原 義裕議員 うちの物置にも今年、子どもが生まれてしまいまして、引き取ってミルクを

あげて大きくして、今娘のところを飼っているというのがありますけれども、ぜひぜひそこら辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、町長にお伺ひします。この多々良沼公園は、町民及び町外の方々の本当に憩いの場になっています。散歩している人たちに声をかけてみると、皆そろって「景色がいいし、散歩しやすい」と言ひていただひておひります。草木ももっと整備して、気軽に散策できるようにしていただひければと思ひます。町長、いかがなものでしょうか。

○松村 潤議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 県立の多々良沼公園ということになっておりますし、やはり環境のいいところで散策をしていただくということは心地よい気持ちにもなるわけでもあります。私が今までのやり取りを聞いていてちょっと懸念したのは、その多々良沼の管理の問題について、活力センターあるいは14区の皆さん、そして樹木の造園を行っている方々、あるいは県のほうで指定管理者の方々というこの区分けとありますか、そういうことが、申し上げればできるだけ経費削減ということ踏まえての行いだったと思ひますので、先ほど議員のほうから大変荒れている、樹木も伸び放題、大変見づらいというような強いお叱りを受けましたから、その辺についてはでき得るだけ、経費は若干増えるかもしれませんが、やはり環境のいい中で散策をしていただくということを考えていけば、そういうことも一つの考え方として、同一業者をお願いするかどうかも含めて考えていくというふうにしたいと思ひます。議員が言われますように、よい環境の中で気持ちを伸びやかに、そしてすばらしい環境を享受できるとありますか、そういうことを行うことが大切でもありますので、十分その辺についてはこれから調査をしたいと、このように思ひます。

○松村 潤議長 原義裕議員。残り1分少々です。

○9番 原 義裕議員 この中で私もこの間散歩してみますと、結構館林市の市内の方とか「最近引越してきたばかりなんだよ」なんていう人が、非常に笑顔も多く散歩しているところを見ました。それを見ますと、林の中はちょっと荒れているような気がしましたけれども、心がほっとしたというふうなことはあります。ぜひ邑楽町についても、今コロナ感染症が拡大してまだまだ続いています。早く終息を見て活気ある邑楽町をこれからも望んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

◎散会の宣告

○松村 潤議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、明日8日は午前10時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 2時54分 散会〕